



# 法人こおりやま

2018. 2

第476号



題名/明治甦える(F6号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

## 新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。  
もっと積極的な経営をめざしたい。  
社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を  
支援する全国組織、それが**法人会**です。  
随時、新入会員を募集しておりますので、  
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、  
ご紹介お願いいたします。



**郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)**

詳しくは事務局又は、ホームページで!

## 目次

税務署ニュース

「確定申告特集」

ページのご案内

税のミニ通信

配偶者控除・

配偶者特別控除の見直し

無期転換権への対応実務

～有期契約労働者の

申出で無期雇用へ～

トピックス

2

3

4

6

税務署ニュース

# ～「確定申告特集」ページのご案内～

○国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。

確定申告特集ページでは、

- パソコンで申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」
  - パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
  - 医療費控除による減税額の試算
  - お問合せの多い事項のQ&A
- などをご利用いただけます。

## 【確定申告特集ページ】

申告手続やe-Taxで申告する際の注意点について重要なお知らせとしてご案内

医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額等を試算できます

平成29年分 確定申告に関する情報の総合窓口

# 確定申告特集

所得税および復興特別所得税・贈与税

**3月15日(木)**までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税

**4月2日(月)**までに申告・納税

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

## 重要なお知らせ

### 申告手続には

- ・マイナンバーの記載
- ・本人確認書類の提示又は写しの添付 (e-Taxなら提示又は添付不要)が必要です

### 医療費控除が変わります

- ・医療費控除の提出書類が簡略化されます
  - ・セルフメディケーション税制の創設
- 医療費控除による減税額の試算はこちら

### e-Taxで申告するには

- ・e-Taxならこんないいこと ➡
- ・マイナンバーカードを取得された方
- ・ICカードリーダーライタの準備・確認

確定申告に関する情報を見る ➤

### 確定申告情報

申告書の作成・提出等、確定申告に関する様々な情報をご案内します。

ふるさと納税をされた方へ  
「ワンストップ特例」を適用された方にはご注意ください ➤

動画で見る確定申告  
確定申告に関する動画がご覧いただけます。 ➤

申告書を作成する ➤

### 確定申告書等作成コーナーへ

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。



確定申告に関する情報について  
分かりやすくご案内

確定申告書等作成コーナー

税のミニ通信

# 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

## (1)趣旨

①勤労意欲のある人が就業調整をしなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされました。

## (2)内容

### ①納税者本人が受ける配偶者控除額

配偶者控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入は103万円(合計所得金額が38万円以下)でかつ、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用されます。(改正前は納税者本人の所得制限は、ありませんでした。)

また、納税者本人の給与収入が1,120万円(合計所得金額が900万円)を超える場合には、所得金額に応じ控除額が段階的に縮減・消失する仕組みとなりました。

### ②納税者本人が受ける配偶者特別控除額

配偶者の給与収入が103万円超150万円以下(合計所得金額が38万円超85万円以下)の場合に38万円の控除が受けられます。

また、給与収入が150万円超201.6万円未満(合計所得金額が85万円超123万円以下)の場合、納税者本人が36万円から1万円の控除を受けることができます。この場合、配偶者の合計所得金額と納税者本人の合計所得金額に応じ段階的に縮減・消失する仕組みとなっています。(改正前は、配偶者の合計所得金額38万円超76万円未満の場合でした。)なお納税者本人の所得制限は、従来どおり1,000万円以下です。

### ③具体的控除額の一覧表

(単位:万円)

	配偶者控除	配偶者特別控除										
		103万円超141万円未満	141万円以上150万円以下	150万円超155万円以下	155万円超160万円以下	160万円超166.8万円未満	166.8万円以上175.2万円未満	175.2万円以上183.2万円未満	183.2万円以上190.4万円未満	190.4万円以上197.2万円未満	197.2万円以上201.6万円未満	201.6万円以上
配偶者の給与収入	103万円以下	103万円超141万円未満	141万円以上150万円以下	150万円超155万円以下	155万円超160万円以下	160万円超166.8万円未満	166.8万円以上175.2万円未満	175.2万円以上183.2万円未満	183.2万円以上190.4万円未満	190.4万円以上197.2万円未満	197.2万円以上201.6万円未満	201.6万円以上
配偶者の合計所得金額	38万円以下	38万円超76万円未満	76万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下	123万円超
納税者本人の給与収入(合計所得金額)												
1,120万円以下(900万円以下)	38	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
1,120万円超(900万円超)1,170万円以下(950万円以下)	26	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
1,170万円超(950万円超)1,220万円以下(1,000万円以下)	13	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220万円超(1,000万円超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



東北税理士会郡山支部  
税理士 関根 美彦

## (3)適用時期

平成30年分以降の所得税、平成31年分以降の個人住民税について適用されます。

# 無期転換権への対応実務

特定社会保険労務士 小島信一

## 1 無期転換の概要

### はじめに

労働契約法18条が施行され、今年(平成30年)の4月で、5年が経過します。労務管理が大きな節目を迎える本年ですが、本稿では目前となった無期転換について、その概要と企業対応について解説します。

### ■平成24年の労働契約法改正

無期転換の根拠法は、労働契約法です。平成24年の法改正により、新しく法18条が策定されました。無期転換とは、次のような制度です。

- ① 同一の使用者ととの間で締結された2(回)以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える有期契約労働者が(これが主語)
- ② 使用者に対して、契約期間満了ま

での間に、無期労働契約の締結の申し込みをすると、(労働者からの申し込みが要件です)

③ 使用者は、この申込を承諾したものとみなされて、契約期間満了日の翌日から無期労働契約が成立する。(承諾したものとみなされる、これが効果です)

というものです。

簡単にいうと、有期契約の更新を重ねた労働者から申し出を受けた場合、その契約期間が通算5年を超えていけば、労働者からの申出を条件に、自動的に無期契約に転換するというものです。

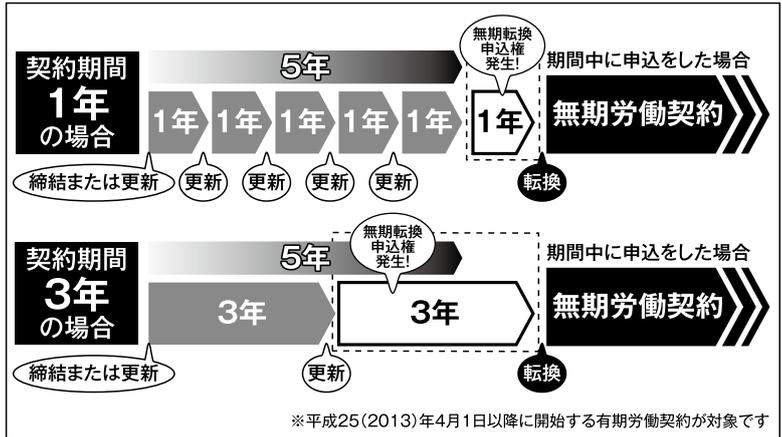
条文をよく見ると、「使用者は、…承諾したものとみなす」と書いてあります。この「みなす」が規定する意味は、反証を許さないという意味で、事実がそうでなかったとしてもそうなる、という効果があります。

よって、労働者からの申出があれば、会社は無期転換を拒むことが許されません。なお、申し込みは、口頭でも文書でも構いません。また、よくある誤解ですが、有期を無期にするということは、正社員にする、ということではありません。

例えば、パートを有期で雇用している場合、無期転換したら無期のパートになったということでも構いません。給与、労働時間などに関する規制は一切ないからです。

法律は、平成25年4月から施行されましたので、それ以降開始される労働契約から通算5年のカウントが始まっているため、平成30年4月から通算5年を超える契約が続々と発生するというわけです。

ここで気をつけたいのが、通算5年を超えるというタイミングです。例えば、平成25年4月1日に3年の有期契約を締結した場合は、更新が



平成28年にやってきますが、ここでもう一度、3年の契約を締結すると、この期間に5年がやってきますので、1度目の更新ですでに無期転換権は発生することになります。

■**クーリング（空白期間）**  
無期転換権は、労働契約が通算5年を超えたときに発生します。

そこで、この「通算」のカウントが問題になります。同法2項では、この空白期間について定めています。

つまり、同一の利用者の間で、1つの有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、6か月以上間隔があれば、5年のカウントがリセットされるというものです。ただし、直前の労働契約の長さにより、例外もあります。

## 2 企業の実務対応

それでは、企業の対応についてみて行きましょう。主な対応は、①就業規則の変更、②労働契約書の変更、③無期転換申込手続のルール策定、などです。

### ■就業規則の変更

企業としては、まず方向性をしっかり出すことが必要です。つまり、無期転換を積極的に推進するのか、しないのか、という方向性です。無期転換させないならば、有期契約は5年までとする、という対応になります。なお、独立行政法人労働政策

研究・研修機構が平成29年5月にアンケートをまとめたところ、常時10人以上の会社で約6割が何等かの形で無期転換させるといっていました。

よって、多くの企業は無期転換積極対応となっているようです。

さて、就業規則ですが、多くの企業が雇用形態別に就業規則を策定していると思いますが、有期契約労働者が無期になった場合を想定していません。

そこで、有期が無期になった場合の就業規則を検討します。

なお、新たに策定するのは煩雑だ、という企業は既存のパート就業規則などに「無期転換パートも含む」旨の規定は入れておいた方がよいでしょう。

また、正社員用の就業規則に、よく「適用」という箇所に「この就業規則は、社員に適用する。パート、嘱託は別に定める」という規定を置きますが、ここにも「無期転換パートは除く」と規定しておく、分かれがいかもありません。

これらのことは、無期転換した元有期の方をどういう形態として位置付けるか、という問題です。パートのままなのか、より正社員に近づくのか、など企業によってさまざま

結論になりそうです。

検討すべきは、給与（時給のままか、月給とするか）・賞与をどうするか、退職金はどうするか、福利厚生はどうするか、などでしょう。

ただ、今後の同一労働同一賃金の流れを見ると、少しずつ正社員に近づけて行った方がいいかもしれません。格差があるとすれば、その合理性が問われるからです。

### ■労働契約書の変更

有期が無期になると、契約更新という局面がなくなります。今までは、このタイミングで給与や労働時間の見直しをしていたと思います。

また、健康状態のチェックや職場環境の改善、上司との折り合いなども面談していたと思います。無期になると、このような意味「節目」がなくなってきました。

そこで、無期転換した場合の労働契約書、または就業規則には、条件の見直し時期などの条項を入れておくことをお勧めいたします。

### ■無期転換ルール

先にも述べましたが、無期転換の申出は、口頭でも文書でも成立します。ただ、企業としては文書で行う方がよいでしょう。

そのため、転換申出時期、申出書（書面かインターネット）、転換後の条件通知などを、ルール化しておきます。なお、このルールは、就業規則や労働契約書で示しておく、なお良いかもしれません。

### ■定年後再雇用の対応

最後に、定年後再雇用の対応に言及します。

多くの企業が、60歳定年後65歳まで再雇用の対応をしていると思いますが、これら嘱託社員にも法律は適用されます。

よって、定年した者が再び無期雇用に戻るといふ事態も想定されます。そのため、労働契約法の特例で手続きをすれば、無期転換ルールが適用されないという特例があります。

今後、65歳超の雇用も視野に入れないながら、当該手続きを取っておくことは有用です。

以上、本年4月からの無期転換について述べました。

わが国初の試みだけに、今後予期しないようなトラブルも予想されそうです。

今後の実務対応を注視していきましよう。



## 「経営塾」 平成29年度 第5回 例会開催

経営塾第5回例会を1月17日に郡山法人会館で開催した。外部講師として弁護士の大峰仁氏を招き、「労務管理 ～解雇や雇止めについて～」解説いただいた。

「解雇についてなんとなくわかるが、どんなときにどのような対応をすればよいか、システムの大枠を理解いただきたい。」と、解雇の種類などを説明。

まずは、普通解雇。労働者の勤務成績が不良な場合や規律違反行為があるなど債務不履行があった場合、解雇予告を行い解雇する。ただし、労働者から何の落ち度もなく勤務してきたという主張があれば、使用者において、解雇するための合理性・相当性を立証しなくてはならない。

次に整理解雇。会社が経営上の必要性から余剰の労働者を解雇すること。整理解雇を行う場合は、整理解雇の4要素を満たさなければならない。4要素として「人員削減の必要性があること・使用者が解雇回避努力をしたこと・被解雇者の選定に妥当性があること・手続の妥当性」が挙げられる。

最後に雇止め。期間の定めのある雇用契約において、雇用期間が満了したときに使用者が契約を更新せずに、労働者をやめさせること。ただし、労働者から雇用契約の申込みがあった場合、立証責任として更新拒否につき客観的に合理的で社会通念上相当な理由がないときは、使用者は労働者の申し込みを承諾したものとみなされる。

参加者からの多数の質問にわかりやすく解説いただき、労務管理について理解を深めることができた。



第5回 経営塾例会



大峰講師

### インターネットセミナー

500タイトル以上のセミナーが  
無料で受講できます

郡山法人会のホームページから  
無料でセミナーがご覧いただけます <http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

ID:パスワードは

お問い合わせは郡山法人会事務局まで

会員ID: 1101 パスワード: 1005

TEL: 024-933-7777

- 西郷どんに学ぶ 敬天愛人の経営 (前編)  
【講師】福永 雅文 (ふくなが まさふみ)  
戦国マーケティング株式会社 代表取締役 経営コンサルタント
- 2018年に向けて、経済の読み方  
【講師】吉崎 達彦 (よしざき たつひこ)  
株式会社 双日総合研究所 チーフエコノミスト
- 二宮金次郎が遺した教えを学ぶ<第2回>誠実さと実行が華を咲かす  
【講師】山岡 正義 (やまおか まさよし)  
パートナーコンサルタンツ代表 経営コンサルタント 特定社会保険労務士

- リクルート、Googleの元トップセールスが明かす  
「顧客から圧倒的信頼を得るための 営業の心がけと行動」  
【講師】前田 知憲 (まえだ ともり)  
株式会社FEZ 取締役
- 明治維新150年 日本の底力の原点を探る  
【講師】岡田 晃 (おかた あきら)  
経済評論家 大阪経済大学客員教授

…他、多数のコンテンツがあります

## 総務委員会開催

1月19日、第2回総務委員会を郡山法人会会館で開催した。赤塚英夫委員長、内藤清吾副会長にごあいさつをいただき議事へ入った。

議事では、(1)副委員長選任について、委員の中から瀧田幸子委員が副委員長として選任、承認された。(2)新春賀詞交歓会について、当日の任務分担、アトラクション及び抽選会について審議いただいた。(3)各表彰規程推薦者選定について、全法連単位会功労者表彰候補者、東北六県連表彰者候補者をそれぞれ選定し、会議を終えた。



第2回 総務委員会

## 新春講演会・新春賀詞交歓会 開催

1月26日、新春講演会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。講師に明治大学政治経済学部准教授の飯田泰之氏を迎え、「2018年の日本経済～地域と企業から生まれる経済成長～」と題し講演し、会員はじめ一般聴講者約120名が来場した。

飯田氏は日本経済の現状と経済成長のポイントについて解説。「人手不足圧力が経済を成長させ、日本を変える。転職が容易な環境では、労働力の再配置がたやすくなり、労働市場改革がこれからの経済のカギとなる」と語った。

また、活力ある日本経済のために、「生産性」の向上がポイントとなる。生産性とは、物的な生産能力ではなく、「人」の発揮する能力であり、物に付随するサービスや付加価値など新たなスタイルや楽しみ方を提供することが経済成長へと繋がる。

最後に、魅力ある街づくりのためのポイントを解説し、「Iターン・Uターンが増える魅力的な街づくりが、地域経済の再生へとつながりこれからの日本経済の生命線となる。」と講演を終えた。(次ページに続く)



新春講演会



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DaiDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22  
TEL 024-922-0860

**AIU** AIU損害保険株式会社  
Member of AIG

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8  
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-932-0822



# 新春講演会・新春賀詞交歓会 開催

(前ページから続き)

講演会に引き続き新春賀詞交歓会を開催し、伊野勝彦会長が新年のあいさつ、郡山税務署の菊地荘助署長が祝辞を述べた。その後、祝吟を吟じていただき、内藤清吾副会長が乾杯し、出席者は和やかに懇談、交流を深めた。また豪華景品が当たるお楽しみ抽選会では、福利厚生制度受託会社の大同生命・AIG損害保険・アフラックの3社をはじめ、会員事業所から多数のご協賛をいただき、当選発表ごとに大きな歓声が湧き上がった。



新年のあいさつをする伊野会長



講師の飯田泰之氏



真剣にメモを取る聴講者



女性部会による抽選会



郡山税務署 菊地荘助署長



新道流吟詠会 過足青風師範による祝吟



乾杯をする参加者

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

**納税にはダイレクト納付が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー

「e-Tax」なら 国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

**電子申告で効率UP!**

法人会

法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索